



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*100 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
(人事課)

○ 人事委員会規則

- *54 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *55 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *56 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *57 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - *58 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - *59 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - *60 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則
 - *61 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - *62 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則
- ### ○ 教育委員会規則
- *31 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - *32 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第100号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和50年和歌山県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第1の2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	122,400	185,800	222,900	262,300	289,700
	2	123,500	187,600	224,800	264,400	292,000
	3	124,600	189,400	226,700	266,500	294,300
	4	125,700	191,200	228,500	268,600	296,600
	5	126,800	192,800	230,200	270,700	298,700
	6	127,900	194,600	232,100	272,800	301,000
	7	129,000	196,400	234,000	274,900	303,300
	8	130,100	198,200	235,800	277,000	305,600
	9	131,200	200,000	237,700	279,100	307,800
	10	132,300	201,800	239,600	281,200	310,100
	11	133,400	203,600	241,500	283,300	312,400
	12	134,500	205,400	243,400	285,400	314,700
	13	135,600	207,000	245,300	287,500	316,900
	14	136,700	208,900	247,200	289,600	319,100
	15	137,900	210,800	249,000	291,700	321,300
	16	139,000	212,700	250,800	293,800	323,500
	17	140,100	214,600	252,600	295,900	325,700
	18	141,200	216,500	254,600	298,000	327,800
	19	142,300	218,400	256,600	300,100	329,900
	20	143,400	220,300	258,600	302,200	332,000
	21	144,500	222,000	260,500	304,300	334,100
	22	145,900	223,900	262,400	306,400	336,200
	23	147,200	225,800	264,300	308,500	338,300
	24	148,500	227,700	266,200	310,600	340,400
	25	149,800	229,500	268,200	312,600	342,300
	26	151,300	231,300	270,100	314,700	344,300
	27	152,800	233,100	272,000	316,800	346,300
	28	154,400	234,900	273,900	318,900	348,300
	29	155,700	236,500	275,800	320,900	350,200
	30	157,200	238,000	277,700	323,000	352,100
	31	158,700	239,500	279,600	325,100	354,000
	32	160,200	241,000	281,500	327,200	355,900
	33	161,600	242,500	283,200	329,100	357,800
	34	164,300	244,000	285,100	331,200	359,600
	35	166,900	245,500	287,000	333,300	361,400
	36	169,500	247,100	288,900	335,400	363,200
	37	172,200	248,400	290,600	337,300	365,100
	38	173,900	250,000	292,400	339,300	366,600
	39	175,600	251,600	294,200	341,300	368,100
	40	177,300	253,200	296,000	343,300	369,600

	41	178,800	254,600	297,900	345,200	371,100
	42	180,600	256,000	299,600	347,100	372,300
	43	182,400	257,400	301,300	349,000	373,500
	44	184,200	258,800	303,000	350,900	374,700
再	45	185,800	260,100	304,700	352,800	375,700
	46	187,300	261,500	306,400	354,400	376,600
	47	188,800	262,900	308,100	356,000	377,500
	48	190,300	264,300	309,800	357,600	378,400
任	49	191,600	265,600	311,300	359,300	379,400
	50	192,900	266,900	312,900	360,500	380,200
	51	194,200	268,200	314,500	361,700	381,000
	52	195,500	269,500	316,100	362,900	381,800
用	53	196,900	270,600	317,800	363,900	382,700
	54	198,200	271,900	319,400	365,000	383,400
	55	199,500	273,200	321,000	366,100	384,100
	56	200,800	274,500	322,600	367,200	384,800
職	57	202,000	275,700	324,100	368,100	385,500
	58	203,300	276,800	325,300	368,800	386,200
	59	204,600	277,900	326,500	369,500	386,900
	60	205,900	279,000	327,700	370,200	387,600
員	61	207,100	280,200	328,800	370,800	388,100
	62	208,200	281,200	329,800	371,500	388,800
	63	209,300	282,200	330,800	372,200	389,500
	64	210,400	283,200	331,800	372,900	390,200
以	65	211,600	284,200	332,700	373,400	390,700
	66	212,600	285,100	333,500	374,100	391,400
	67	213,600	286,000	334,300	374,800	392,100
	68	214,600	286,900	335,100	375,500	392,800
外	69	215,600	287,900	336,000	376,000	393,300
	70	216,600	288,700	336,700	376,700	394,000
	71	217,600	289,500	337,400	377,400	394,700
	72	218,600	290,300	338,100	378,100	395,400
の	73	219,600	291,100	338,600	378,600	395,900
	74	220,600	291,600	339,200	379,300	396,600
	75	221,600	292,100	339,800	380,000	397,300
	76	222,600	292,600	340,400	380,700	398,000
職	77	223,400	293,000	340,800	381,200	398,500
	78	224,400	293,400	341,300	381,800	399,200
	79	225,400	293,800	341,800	382,400	399,900
	80	226,500	294,200	342,300	383,000	400,600
員	81	227,300	294,500	342,800	383,700	401,100
	82	228,100	294,900	343,300	384,300	401,800
	83	228,900	295,300	343,800	384,900	402,500
	84	229,700	295,700	344,300	385,500	403,200
	85	230,500	296,000	344,800	386,200	403,700
	86	231,200	296,400	345,300	386,800	
	87	231,900	296,800	345,800	387,400	
	88	232,600	297,200	346,300	388,000	
	89	233,400	297,500	346,700	388,700	

90	234,200	297,900	347,200	389,300	
91	235,000	298,300	347,700	389,900	
92	235,800	298,700	348,200	390,500	
93	236,500	298,900	348,500	391,200	
94	237,200	299,300	349,000		
95	237,900	299,700	349,500		
96	238,600	300,100	350,000		
97	239,400	300,300	350,300		
98	240,100	300,700	350,800		
99	240,800	301,100	351,300		
100	241,500	301,500	351,800		
101	242,300	301,700	352,100		
102	242,800	302,100	352,500		
103	243,300	302,500	352,900		
104	243,800	302,900	353,300		
105	244,100	303,100	353,800		
106		303,500	354,200		
107		303,900	354,600		
108		304,300	355,000		
109		304,500	355,500		
110		304,900	355,900		
111		305,300	356,300		
112		305,700	356,700		
113		305,900	357,200		
114		306,300			
115		306,700			
116		307,100			
117		307,300			
118		307,600			
119		307,900			
120		308,200			
121		308,600			
122		308,900			
123		309,200			
124		309,500			
125		309,900			
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000

別表第1の2 (第2条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 135,600	円 214,600	円 259,000	円 279,400	円 295,000

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、別表第1の2の改正規定は、平成19年10月1日から適用する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第54号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則 (昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号) の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

別表第2のエの表1級の項中「6,100円」を「6,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第55号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則 (昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号) の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

第11条の2第1項第2号中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第11条第3項

の規定は、平成19年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第56号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該警察官の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない警察官となった」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第57号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (平成5年和歌山県人事委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部4の項第1号中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

34	33
34	34
35	34
35	34
36	35
36	35
37	35
37	36
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38

別表第7のアの表中

を

に改める。

40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

46	45
47	46
47	46

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	38
40	39
40	40
41	41
41	41
42	42
42	42
43	43
43	43
44	44
44	44
45	45
46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	50
52	51

別表第7のイの表中

を

に改める。

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45

別表第7のエの表中

を

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。
- この規則による改正後の別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第58号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第8条の3第1項」を「第8条の2第1項」に改める。

別表第1のアの表2級の項中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第3の1の部4の項第1号中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	34
36	35
36	36
37	37
37	37
38	38
38	38
39	39
39	39
40	40
40	40
41	41
42	41
43	42
44	42
45	43
45	43
46	44

別表第7のアの表中

を

に改める。

46	44
47	45
47	45
48	46
48	46
49	47
49	47
49	48
50	48
50	49
50	49
51	50
51	50
51	51
52	51

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。
- この規則による改正後の別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第59号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の部4の項第1号中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第60号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の145」を「100分の155」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の勤勉手当の

支給基準に関する規則の規定は、平成19年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第61号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項中「第20条第1項若しくは第2項」を「第20条第1項又は第2項」に改め、「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項若しくは第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第4項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」を「の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当」に改める。

別記第14号様式の備考第2項第5号中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附 則

この規則は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第62号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第62条」を「第97条」に、「第68条の2第4項第2号」を「第104条第4項第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第31号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となった」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

45	43
46	44
46	44
47	45
47	45
48	46
48	46
49	47
49	47
49	48
50	48
50	49
50	49
51	50
51	50
51	51
52	51

和歌山県教育委員会規則第32号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年12月21日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条に定めるもののほか」を「第42条に定めるところによるほか」に改める。

別表第3の1の部4の項第1号中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

30	29
31	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	34
36	35
36	36
37	37
37	37
38	38
38	38
39	39
39	39
40	40
40	40
41	41
42	41
43	42
44	42
45	43

別表第7のイの表中

を

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成19年12月26日から施行する。
- この規則による改正後の別表第7の規定は、平成19年4月1日から適用する。